

令和 7 年

熊野町農業委員会

議事録

第 1 回

熊野町農業委員会

令和7年第1回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和7年2月20日(木) 午前9時30分

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	近藤	秀樹
委員	2番	橋川	勝則
委員	3番	住川	由子
委員	4番	庄賀	深雪
委員	5番	福垣内	信行
委員	6番	中村	家隆
委員	7番	井尻	隆雄
委員	8番	菅尾	寛治
会長職務代理者	9番	木原	哲男
会長	10番	空田	忠

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	世良	次生
委員	荒滝	直洋

6. 議事録署名委員(2人)

委員	1番	近藤	秀樹
委員	2番	橋川	勝則

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	中原	幸成
主査	内田	直人
主任	松田	修典

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は１０名です。熊野町農業委員会会議規則第６条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和７年第１回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第１３条の議事録署名者２名について、こちらから指名します。１番 近藤委員、２番 橋川委員を指名します。それでは、議事日程に従って審議に入ります。事務局より議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	日程第１、議案第１号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第１号の農地法第５条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。場所は出来庭地区の農地で〇〇〇〇を〇〇〇〇から〇〇〇〇に向けて右折し、２００ｍほど進んだ左手にある田５筆となり現在は休耕となっております。転用目的は駐車場となっております。譲渡人に今後耕作の予定がなく農地を管理していくことが困難な状況となった中で、譲受人から駐車場としての賃借の話があり土地を有効活用することとしたものです。申請内容の審査を行い、周辺に農地が無く農地の利用集積に与える影響がないことと、被害防除措置が検討されているため問題はないと判断しております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。世良委員お願いします。
世良委員	２月１４日に事務局と現地を確認してきました。場所は事務局説明のとおり〇〇〇〇を〇〇〇〇から〇〇〇〇に向けて進んだ左手にある田５筆であり、現地は保全管理のみが行われている状況でした。譲渡人が３人おられますが、高齢や町外在住のため、農地としての活用を望める状況でない上に、保全管理も困難になっているとのことです。駐車場となることで農地の荒廃防止が見込めることや、周辺に農地がなく利用集積に影響がないと思われるため、許可相当であると思われます。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議長	(全員：質問なし)

議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第１、議案第１号「農地法第５条の規定による許可申請について」 ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第１、議案第１号「農地法第５条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 続いて日程第２、議案第２号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」を議題とします。事務局から報告をお願いします。
事務局	議案第２号熊野農業振興地域整備計画の一部変更について、まず熊野農業振興地域整備計画についてご説明させていただきます。当該計画書は「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき優良な農地の確保と計画的な農業振興を図るため、町が策定した計画書でございます。計画書で指定した土地については「農用地区域」とし、本町では現在１２５．３ｈａを農用地区域として指定しているところでございます。この農用地区域に指定された土地は原則農業の用途以外の目的に使用することが出来ず、農地以外に転用を行いたい場合は本件のように法律の手続きに則り、農用地区域から除外する手続きが必要となります。本町では、６月末と１２月末、年に２回受付をしたものについて町としての審査、広島県との協議のほか、約１か月間の縦覧や異議申立期間を経て特に問題がないと判断された場合は農用地区域から除外することが出来るものとされております。この度の申請地については農地の利用集積に与える影響は無いと認められること、土地改良事業によって施工された農地ではないため一定期間転用が出来ないといった制約はないこと、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと見込んでおりますので、後ほど行う案件の説明については計画の内容について説明をさせていただきます。また、広島県とはこの度の意見照会を行うにあたり事前に内容を確認して頂いており、現時点では問題のない旨の回答を頂いております。なお、本日この議案について認められた場合であっても、引き続き県との本協議や異議申し立て期間等を設けることとなるため、本手続きをもってすなわち許可となるものではございません。除外後は今後改めて農地転用の許可申請について、ご審議して頂くことになります。説明についてはこの度行うので、次回許可申請時には説明を省略させていただきます。それでは昨年の７月から１２月末までの間に除外申請のあった転用について、説明をさ

	せて頂きます。番号１～６、本件については新宮地区の農地で、新宮四丁目の〇〇〇〇を〇〇〇〇から〇〇〇〇に向け２００m程進んだ右手にある田２７筆、畑４筆です。転用計画としては資材置場であり、除外面積は９，０８１㎡を計画されています。当該地を管理する変更申出人の方々が耕作が困難となり、後継者の不在により農地の荒廃化が徐々に進み不安を感じておられる中で町内で事業所の近くに資材置場の用地を探している転用事業予定者に相談をする機会があり転用を計画されたものです。番号１～６の計画内容については以上です。番号７、本件については令和６年１０月２４日付で非農地証明申請が提出され１１月の農業委員会において審議を行った初神地区の農地について除外をするものです。番号７の計画内容については以上です。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。荒滝委員お願いします。
荒滝委員	２月１７日に事務局と現地を確認してきました。場所は事務局説明のとおり、新宮四丁目の〇〇〇〇から〇〇〇〇に向け２００m程進んだ右手にある農地で、現地は休耕となっており草が腰から肩の高さまで伸びている状況でした。事務局からも説明がありましたとおり変更申出人の方々が今後の耕作が困難となり管理に不安を感じておられる中で、資材置場の用地を探している転用事業予定者に相談をされ農用地の利用変更を計画されたことです。資材置場として土地が活用されることで荒廃防止が見込めることや、周辺農用地や施設に影響を与えない旨の確約書が申出者から提出されていることから農振除外することに問題はないと思われます。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第２、議案第２号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第２、議案第２号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」は原案どおり承認することに決定しました。 続いて日程第３、報告第１号「農地法第３条の３第１項の規定による届出

	について」日程第４、報告第２号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出について」を議題とします。事務局から報告をお願いします。
事務局	熊野町農業委員会事務局規程第７条第２項に基づき、１２月及び１月に専決処分した届出書の受理について同規程第８条に基づき報告します。報告第１号、農地法第３条の３第１項の規定による届出については議案８５ページから９０ページまでのとおり川角地区で１件ございました。報告第２号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出については議案９１ページから９８ページまでのとおり呉地地区で１件、平谷地区で１件ございました。以上が専決処分した届出書の報告です。
議長	ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。会議全般やその他で何かご質問等はないでしょうか。
議場	(全員：質問なし)
議長	無いようですので、事務局から事務連絡をお願いします。
事務局	(事務連絡)
議長	ありがとうございました。次回の農業委員会は３月２１日（金）に開催予定です。議案につきましては３月１０日（月）以降に事務局から送付予定です。以上をもちまして、令和７年第１回熊野町農業委員会を閉会します。
	上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。 議 長 _____ 印 署名委員 _____ 印 署名委員 _____ 印